

女性に対する暴力をなくす運動

問合せ：企画財政課 人権推進担当 ☎ 991-1815

許さない



11月12日(土)～25日(金)

【25日は女性に対する暴力撤廃国際日】

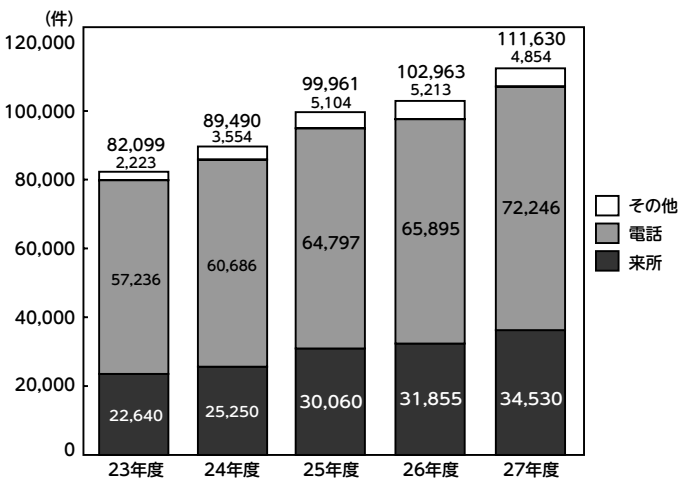
人は誰でも安全に、安心して自分の意思を大切にしながら生きる権利があります。しかし、世の中には、他人の気持ちを無視して、一方的に嫌がる事をしたり、気持ちを傷つけたり、力で言うことをきかせようとしたりする人がいます。こうした行動を「暴力」と言います。暴力の被害実態や男女の置かれているわが国の社会構造を見ると、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要がありますことから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るため、国が主唱し、取り組む運動です。

【女性に対する暴力根絶のためのシンボルマークについて】

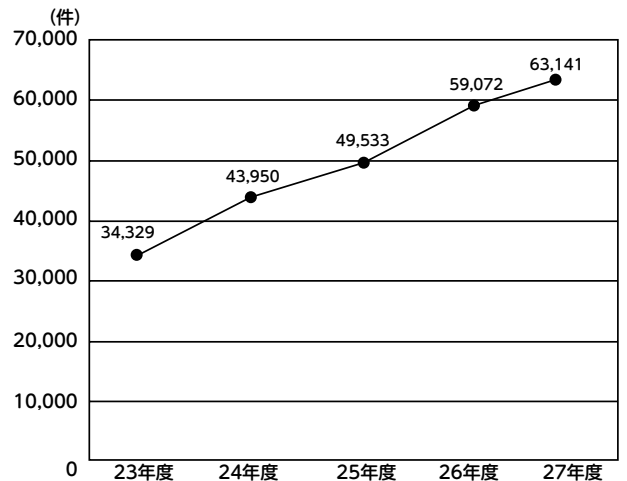
シンボルマークは、女性が腕をクロスさせた姿を描いており、女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶する強い意思を表しています。

1 配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数

2 警察における配偶者からの暴力事案等の認知件数



資料出所：内閣府調べ



資料出所：警察庁調べ

配偶者暴力支援センターにおける相談件数及び警察における配偶者からの暴力事案等の認知件数も年々増加しています。

お悩んでいたら、ぜひ相談してください。一緒に解決策を考えていきましょう。

○町内の相談機関は17ページの「お知らせコーナー」をご覧ください。

家屋等の新築・増築・所有者変更・取壊し等には登記・届出及び申請をお願いします

問合せ：税務課 資産税担当 ☎ 991-1831

家屋等(居宅・車庫・物置・店舗・作業場等)の新築・増築・所有者変更・取壊し等については、不動産登記法により原因日から1か月以内に法務局で登記することが定められています。ただし、期限までに登記が間に合わない場合や法務局に登記していない家屋等(未登記家屋等)の新築・増築・所有者変更・取壊し等などは、税務課に届出及び申請をしてください。

届出及び申請がない場合、賦課期日時点(1月1日)の状況が把握できないため、適正な固定資産税の課税やその資産に係る証明書の発行に問題が生じる恐れがあります。

なお、登記を済ませた場合は、法務局から町に通知があるので税務課への届出及び申請は不要です。

※届出及び申請に必要なものについては町ホームページをご覧ください。税務課窓口までお問合せください。